

## 第7回 第3次鎌倉漁港対策協議会会議録（概要）

日時 平成22年12月24日（金）15時30分～17時30分

場所 鎌倉市役所 第4分庁舎2階 823会議室

出席委員：松山会長、松田副会長、井出委員、大崎委員、奥田委員、草柳委員（代理：太田氏）、奴田委員、清野委員、原委員、前田委員、三橋委員

欠席委員：山分委員（五十音順、敬称略）

事務局：小磯市民経済部長、梅澤市民経済部次長、川村産業振興課長、加藤産業振興課課長補佐、青木産業振興課副主査、吉野道路整備課課長代理（兼幹事）

### ○開会

事務局：ただ今から、第3次鎌倉漁港対策協議会第7回会議を始めます。

本日の出席委員ですが、鎌倉水産物商業協同組合理事長の●●委員の代理として、●●さんをご出席されています。なお、市民委員の●●委員から所用のためご欠席との連絡を受けています。その他、●●委員は少々遅れておりますが、ご出席の連絡をいただいております。

従いまして、ご欠席は1名、ご遅刻1名、現在のご出席は10名ということで、協議会要綱第7条第2項の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

なお、今年度「基本構想策定の支援業務」を委託しております財団法人「漁港漁場漁村技術研究所」から3名同席をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。それでは、会長、よろしくお願い申し上げます。

### ○庶務事項

会長：それでは、皆様よろしく願いいたします。まず会議の議題に入ります前に、庶務事項について事務局からご報告願います。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。

資料1「鎌倉地域の漁港建設について（答申）案」、資料2「漁港整備に伴う漁業の海岸利用に関する検討（漁業者要望修正案）」でございます。なお、資料2は審議の際の参考資料ということで、本日追加で配布させていただきました。以上、お揃いでしょうか。

委員一同：（了承）

事務局：次に会議の公開でございます。鎌倉市の審議会、協議会などは原則、公開となっております。当協議会につきましても「鎌倉漁港対策協議会会議等公開取扱要領」に基づきまして、傍聴者を受け入れることといたします。本日は5名の傍聴希望者がいらっしゃいます。なお、本日の会議録は、発言者を会長、副会長、委員と記載し、発言の要旨をまとめ、事前に委員の皆様にご確認をいただいた

後、公表させていただきます。

以上の取り扱いにつきまして、ご了解いただきたいと存じます。

会 長：事務局から庶務事項について説明がありましたが、このような取り扱いでよろしいでしょうか。

委員一同：(了承)

会 長：それでは会議を始める前に、これから傍聴者に入ってください。  
(傍聴者入室)

#### ○審議事項

会 長：それでは会議に入ります前に本日の会議の進行についてお話をさせていただきます。

先程事務局から話がありましたが、次第にありますように、本日の議題は1つで「協議会からの答申内容」であります。第6回会議において、我々の任期であります来年の3月末までに協議会として第1回会議の諮問に対する答申をとりまとめ市長に報告することを確認しておりますので、その答申書についてご議論いただくこととなります。答申内容につきましては集中的に審議を行い一定の方向を決めていきたいと考えております。今までの議論を踏まえまして事務局の方でたたき台という形でまとめていただきましたので、この内容について審議していきたいと考えています。よろしいでしょうか。

委員一同：(了承)

会 長：ありがとうございます。

それでは答申内容について議論していきますが、この各項目について事務局から読んでいただきます。委員の皆様は既に読んでいただいていると思いますが、再度、それぞれの項目について読んでいただいたうえで審議していきたいと思えます。それでは、事務局からお願いします。

事 務 局：それでは、お手元に配布した資料1、事前配布のものと同じものでありますが、まず「1はじめに」というところから読み上げさせていただきます。

—資料1「1はじめに」読み上げ—

会 長：いま「はじめに」の部分を読んでいただきましたが、前半の部分では市長から受けた諮問の内容がありまして、これを受けて何回かの議論の中で鎌倉地域に必要最小限の機能を有する漁港を建設することの結論に達したこと、後半では漁港には市民の利用など地域や市民が享受することのできる機能を付加する事を考えるという内容でございますが、これについてご意見はございますでしょうか。

文章に関しては多少、直さなくてはいけないところもありますが、内容的にどうかということをお伺いします。

漁港建設についてという答申であれば、下の3行は必要かどうか、ということもありますし、どこまで書くのか、始めに諮問があつて協議会を始めたということでも良いかと思ひます。

議論の中でははっきりと言葉では表してこなかったと思ひますが、途中々々の皆さんのお話の中で現在の海の状況を守る、基本的には変えない、維持するという方向で検討してきたかと思ひます。例えば海洋環境保全ということ強く意識して議論してきました。それは漂砂の問題や波の問題、砕波の状況が変わって漂砂状況が変わるということは避けるべきであるという議論がありましたし、やはり今、いろいろと問題になっております生物多様性の問題、これはできるだけ今の状態を保ちながら進めていかなければならないという話もありました。

それから、鎌倉漁業協同組合で行っている漁業は、獲り過ぎない漁業といひますか、水産資源の維持といひますか、持続的に水産業が続けられる、資源が保持される形での漁港建設が必要であるという認識で皆さん議論されてきたと思ひます。

一方、漁業との関連でいひますと、海域の有効利用といひますか、皆さんの間でできるだけ海を大事に皆さんで共同利用し合い、上手く活用できるように考えなければならぬということがあつたかと思ひます。

それから周辺環境ですが、できるだけ周辺の方々にも利用していただく、かつ皆さんに何らかの形でいろいろな変化を出さないような形、もう1つは景観ですが、これは何かを造つたことで非常に景観が損なわれた、そういう話が無いようにしていかなければいけぬ。市長の諮問に含まれている必要最小限という言葉の中には財政的な問題があるように思ひます。現在の国の状況を考えた時に大規模な施設を造ってしまった、あるいは計画した時に果たして予算的に確保できるのかという話もありました。

皆さんが頭の中で思ひ描きながら、直接発言されぬまでも、そういったことを意識して発言されてきたかと思ひます。そういった議論があつて結論に至つたという流れが必要ではないかと、私はこれを拝見させていただきながら感じたことです。

●●委員、その辺りはいかがでしょうか、生物多様性の分野で活躍されていひますのでご発言があればお願ひします。

委員：何度かお休みをしてしまい、申し訳ありませんでした。今年、生物多様性条約という国際条約の締約国会議（COP10）が日本で開催されました。その中で、

本当に鎌倉の漁港の問題にも関係深い幾つかのことが出ました。今も会長からお話がありましたように自然保護と人間がどの様にして両立していくのかということが非常に大きく話題になりました。そして、そういった自然と人間の共生の歴史というものから日本の海の利用の中で学ぶべきことが多くある、それを国内外に向けて日本の歴史的な海の位置付けを見直したらどうかということが語られた訳です。

今までですと自然保護と言えば、どうしてもいろいろな人との対立的な話という事に括られがちだったのですが、このような国際的な場で改めて日本の在り方を見直してみますと、こうやって多くの人たちが参加して話し合いをするという仕組みや、そこから元々そこに生きてきた人たちの生業というものを尊重しながらの自然保護などの、そういった切り口が出てきました。

特に沿岸漁業に関しては、本当に日本はまだまだ守られている方とはいえ、世界各国では外国の漁船が来て目の前のものを獲ってしまうため沿岸漁民が非常に困っているという例が増えている中で、どうしたら沿岸漁業者の人が生きていけるかという事を世界の人たちが考えていかなければということになりました。

その際に生物多様性という生き物だけのことを考えていけばよいかといえそうですが、自然の条件でそこに依存して生きている人たち、例えば沿岸漁業者など、主に海、川、山の人たちの生き方というものを、どのように都市生活をする人たちが尊重していくのかということが出た訳です。

まさに鎌倉市の場合は、そうした自然保護、景観保護というものについて日本での先駆けとして様々な活動があり、そのおかげで森が守られ、陸上の開発もある程度は制限され、そのおかげで海も他の地域よりいい状態に保たれていると思います。

一方で自然だけ守ればいいという訳ではなく、沿岸漁業の人々が生きているということが一つの目安になって、そういった生業が成り立つ自然が残っているということ、あるいはそれを維持し続けていこうとしている鎌倉市という存在は非常に重要ではないかということが見えて参ります。

この世界的に約束する条約の中で、世界中の海の環境が厳しい中、全世界の海洋の10%を保護の対象、それも人間が持続的に活用する、あるいは見守り続けるという部分も含めて丁寧に監視する海域にするということが日本で行われた会議で決まりました。これは日本が先導的にそういうことを言ったので、世界の人たちにきちんとそれを示していかなければいけないということになります。

まさに鎌倉の漁業は千年以上の歴史があり、縄文時代から本当に長い歴史の中で生きてきたということ、それから歴史的にも都市との関係で漁業がより発達してきたということを含めて、日本を代表する海と人とが共生する、その指標として沿岸漁業が健全な状態で残っていると思いました。

鎌倉市におかれましては世界遺産の検討をされていると思いますが、世界遺産の中でも沿岸の生態系に依存して生きている人たちがいるということ自体が1つの核になっていると思いますので、是非、それを尊重して欲しいと思います。

それと後ほど議論になるかと思いますが、人が自然と上手く調和している風景というのは何かということで、今までは寺社仏閣などが大事にされてきましたが、文化的景観ということで漁村の持続的な暮らしというものも大切になってきます。ですから日本を代表する海辺の都市としての鎌倉市が、そういった役割もまた担っていくと思いますし、こういった漁港の整備もそれに沿って調整していくことになると思います。ですから沿岸漁業があることは、それを続けていくことが生態系を守っていくことであるということがかなり世界的にも理解されてきたと思います。

会 長：ありがとうございました。

「はじめに」のところで少し高い位置から議論してきたということは事実でございますので、そういったことを書き込んでいけばいいと思います。

●●委員はいかがでしょうか。

委 員：私はこういった形でいいと思います。

会 長：議論の中に、そういった言葉が出てこなくても、話と共にそういったことがあつての議論だったかと思います。

よろしいでしょうか。では、「はじめに」については改めて事務局の方で手を入れていただきたいと思います。

委員一同：（了承）

会 長：それでは「漁港の位置について」ということでお願いします。

事 務 局：では、2番目の「漁港の位置について」を読み上げさせていただきます。

—資料1「2 漁港の位置について」読み上げ—

会 長：ありがとうございました。

この図をご覧くださいますとⅠ案、Ⅱ案、Ⅲ案が書かれていますが、その下に「半円で示した各候補地は正確な規模・形状を示すものではなくおおよその位置を示したものです」と書いてあります。漁港のスケールと比べてみますと、かな

り広くなっている、第Ⅱ案と第Ⅲ案の区別も付きにくいという感じがしないでもないですが、これはある程度スケールを揃えないといけないという気がします。先になります、右側に、3ページでしょうか、係留施設延長、漁業者算出案160メートルで参考最大所要量186メートルは海岸線のことをいっている訳ですね。

事務局：いいえ、これは主に斜路と物揚場、船が着けられる延長を示しています。

会長：そうすると、これくらいの規模を考えていくということですね。

事務局：図で示していますⅠ案からⅢ案の大きさというのは、最初に漁業者要望案ということで示したものがございましたが、その端から端までの大きさを半円形で示した訳です。ですから第2回会議でお出しした時には、漁業者が考えられた形を載せたものをお出ししました。この横の長さは当時の漁業者要望の幅をお出ししたものです。

委員：今の説明がわからなかったのですが、例えばⅠ案で道路沿いの幅がありますが、これは右の表でいくと、この長さが書いてあるものはないということですか。

事務局：そうです、ありません。

委員：これは漁業者の方が出された図面の長さとも一致している訳ですか。

事務局：はい、そのように調整しています。

委員：その何メートルというものを落としたりこの長さになるということですか。

事務局：そうです。いただいた大きさを端から端を合わせて図面に落としております。漁業者の方からいただいたのは、斜路だけではなく用地なども含めており、わりあい横に広がった形で描かれていますので、こういった大きさになっております。

委員：下のスケールは200メートルですか。

事務局：はい。

委員：そうすると300メートルくらいありますね。

委員：テトラポットからテトラポットまでは50メートルくらいで、これで見ると150メートルくらいではないでしょうか。沖に向かって50メートルくらいでしょう。

事務局：テトラポットの間は大体100メートルくらいです。ですから300メートルくらいがおおよその長さになります。

会長：そうすると参考に書かれている最大所要量というものを入れると遥かに大きくなるということでしょうか。

委員：単純に言ってⅡ案というのはⅠ案に比べて右に100メートルずらしている

いう感じで、Ⅲ案はⅡ案をさらに100メートル右にずらしています。従って、100メートルずつ右にずれているという感じですね。

会長：そういうことです。そうすると第Ⅰ案でいきますと、沖に出しています150メートルでしたか、一番長い沖出しのテトラポットですが、これよりも内側に入ることになります。このテトラポットの一部撤去を考えなくてはならないということです。

事務局：第Ⅰ案ですと会長のおっしゃるとおり、突堤の陸側を撤去しなければならない、その隣のもう一つの突堤についても撤去することになります。他の案につきましても、どうしてもかかる部分については一部撤去することになります。

会長：第2次漁対協の議論の中で、どこに漁港を造るかという話の中で、やはり先程申し上げた環境保全を考えると今のテトラポッドを有効に活用した方がいい、移動させたりこの内側に持ってくるとやはり砕波の問題、波が砕ける位置が変わってきて沿岸流が変わってくるのではないかという話があるのと、水質の問題が出てくる可能性があります。長い防波堤の外側、稲村ヶ崎側に造った方が有効である、そうすべきではないかというところからスタートした訳です。

私の意見を言わせていただきますが、この文章を読むと何故第Ⅱ案が優先されるのか非常にわかりにくい、なぜ第Ⅱ案なのかということになってしまうので、6項目を見ても優先度がありますし、もう少し検討させていただきませんか。

委員：表にした方がいいのではないのでしょうか。

会長：流れを作ってまとめたいと思います、よろしいでしょうか。それで、提案したいのは第Ⅱ案とするということで、我々としては結論を出しますが、場合によっては次ページにあります市民利用との関係で第Ⅲ案ということも視野に入れざるを得ないかもしれません。以前、●●委員からもお話があったかと思いますが、この文章の中に書くか、後ろのその他意見に書き込むか、第Ⅱ案でなければいけないということでは、話が進まないかもしれません。

●●委員、いかがでしょうか。

委員：絶対これでないといけない、そういった話ではないので、皆さんが納得していただけるような案であれば構いません。それとこうやって見てみると坂ノ下の駐車場が近接していますから、上手く有効利用すれば赤い部分が減らせるのではないかと思います。そういったことも一緒に考えていければと思います。

会長：最初の議論で、沖のⅢ案の位置にした時に、船が小さいので港に入る際に波が立ったらどうかというものがありました、それは港の形状を工夫すればなんと

かなりませんか。

委員：その辺りは、どうすればいいのか僕たちではわかりません。

会長：波を避けて入口を造ることはできないことはないと思います。いかがでしょうか。

委員：今日、風と波が激しい中、潮と砂をかぶりながら現地を拝見していろいろと荒天時の状況を見ることができました。それで今、●●委員からお話のあったようにこの駐車場は海を埋めた割に使いにくい場所に放置されている場所であるという感じがしまして、ここの管理者の方にも協力していただいて、例えば市民利用のために新たに駐車場整備や泊地の中にスペースをとって埋立面積を増やすよりも既存の周りの施設と上手く連結しながら導線をとって少しでも海に張り出す部分を調整するというものもあるのかなと思いました。

一方で駐車場にしても、ここだけ単独であってもどうだろうということが前から話に出ているので是非、1つの沿岸事業というものも県で見ていただいてもいいのかなと思いました。

それから今日もう1つ印象的だったのは、北側になる長い突堤ですが、突堤の先端部を波が越えて、たまたま波向きもあると思いますが、それが道路の護岸に強く当たって反射していて、かなり波が騒いでいるところがあるという印象です。ですから、漁港の建設をきっかけに道路の護岸の状況を見直していただくのも必要であるという気がいたしました。

この坂ノ下地区のところのちょうど角の船揚場・網置場の周辺の波返しもむき出しで風や波がきつい状況になっているので、漁師さんや海浜利用の方に状況を伺いながら、この辺りをもう一段細かい検討をしていただけたら漁港として使いやすくなり、先程港口や船揚場など、そういうものをもう少し丁寧な情報をもとに細やかに設計していくと海に張り出す部分も最小化できるのかなという気がしました。その辺り、市の方で昨今随分行政の間で用途の広がり方といいますか、前は道路だからこれはいけない、漁港と関係が無いと言われていたものが、少し状況が社会の中で緩やかになってきたと思いますので、見直していただけたらと思います。

会長：ありがとうございます。

我々の結論は第Ⅱ案ですけれども、表現は難しいですが、3つの中で選べと言われれば第Ⅱ案、次は第Ⅲ案であるというような書き方をしていく、といいますか書き込んでいくということではいかがでしょうか。

あるいは、もっと何か坂ノ下以外でというものもあるでしょうが、答申としてはそこを推していく。書き方としては難しいです。

委員：例えば、資料2に航空写真がありますが、これがいつ頃の写真かわかりませんが、この写真を見てみると坂ノ下の船揚場・網置場の所から随分と砂浜が伸びているように見えますが、昨今、この船揚場の斜路の所まで海水が打ち寄せている状況で、それがここ2、3年でかなり顕著な状況になってきています。今回この答申をまとめるに当たり、どのように書くかということですが、例えば漁港が現実的に整備されるのが5年か10年くらい先になるかと思いますが、その時に今の砂浜がどこまで減少してきているかということについて今年の時点で触れた方がいいのではないかと思います。というのは、昔は本当にこのコンクリートの導流堤のかなり前に砂浜があったものが、今は稲瀬川でも滑川でも豆腐川でも、もう導流堤の半分ぐらいまで普段でも波が来ているような状況になっていますので、この先、海岸変形がどうなるかはわかりませんが、相当大きく、それも顕著に変わっていくだろうということを今ここで評価しておいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

会長：今、この写真を見ますと波打ち際はわかりますが、それから海岸に向かって濡れています。ですからこれ自体は大潮の干潮時の写真かも知れません。

委員：なるほど。

会長：ですから、濡れているところは、そこまで海水が来ているという可能性があります。

委員：ええ、でもチャプンという感じの波ではなく、ザバーンという感じの波ですね。

会長：答申は、いただいた諮問の内容からして、あまり長く書かない方がいいと思います。わかりやすく結論を示していけばいいのではないかと思います。だから読んだ時に極端に言えば、読む人によって別の解釈をされると一番困ると思います。非常に難しいのは、こうしか読めないというような書き方をしないといけないことです。

例えば、「漁港の位置については、第Ⅱ案にすることが適当である」という結論が、これを読んだ時に結論が導けていないのではないかと、非常に難しいのではないかと考えたのです。

そういった方向であるということが、第Ⅱ案については市街地との関係がどうしても出てくる可能性がある。その時にどう変えていくかということが必要だろうと思います。どうでしょうか。

そこも含めて、事務局で検討させていただきますか。

委員一同：（了承）

会 長：では、その次の「3 漁港の機能・規模」について、これは少し細かく議論したいと思います。事務局、お願いします。

事 務 局：読み上げさせていただく前に「漁港の機能・規模」ということで資料2をご用意させていただきましたので、こちらの説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

会 長：はい。

事 務 局：それでは、資料2の「漁港整備に伴う漁業の海岸利用に関する検討（漁業者要望修正案）」をご覧ください。

この資料につきましては、前回会議で漁港が整備された場合、具体的に海岸の浜小屋の、どの辺りがどのくらいなくなるかを具体的に分かるようにして欲しいというご意見がありましたので、再度漁業者の要望を聞き取ったうえでとりまとめたものです。

こちらのA3横の資料の1枚目、前回会議で提示いたしました資料に、特に材木座・飯島地区の海岸利用について修正させていただいたものです。一枚めくっていただきまして資料の2枚目、こちらは坂ノ下・材木座・飯島地区の現状の浜小屋の占有状況を示して地区ごとの漁港整備後の浜小屋の利用の仕方を表したものとなっています。

それでは1枚目に戻っていただきまして、こちらから説明させていただきます。まず左上にあります①坂ノ下地区につきましては前回同様に「浜小屋・ワカメ加工・干場を含め海岸からはすべて撤収し、漁業活動は新たな漁港に移行する」ということとなります。

次に②、右の方に移りまして材木座地区及び右下の③飯島地区ですが、ワカメ漁については漁港整備後も、引き続き海岸利用を要望されています。海岸での作業は概ね11月の種付けから4月初旬までで、収穫の最盛期は2、3月になります。③の飯島地区につきましては、黄色の矢印が一部破線で②材木座地区につながっています。これは飯島地区でワカメ漁をされている漁業者が材木座地区へ浜小屋を含めて将来的には移行してもいいという意味です。

次に、現在利用されている図面で赤く塗られています、各地区一つずつ船揚場と網置場がございます。こちらは漁港建設後も漁船・漁具などの保管場所として有効活用をしたいということで、前回と同じ意向を確認しています。

それでは、1枚めくっていただきまして、『【参考】浜小屋の占用状況と撤去（漁港への移行）予定』をご覧ください。

こちらは、各地区の現在の浜小屋の配置状況に前回会議以降に漁業者の方から聞き取りを行って、漁港が整備された後も、海岸でワカメ漁を要望されている方が現在所有されている浜小屋が地区別にわかるよう図面に着色したうえ、おおよその規模がわかる集計表をつけた資料になっています。

上から坂の下地区、真ん中が材木座地区、一番下が飯島地区となっています。右下に凡例がありますので、ご覧ください。黄色で示しているのが「新たな漁港へ移行または撤去予定」です。移行というのは、今の浜小屋を新しい漁港へ持っていくということではなく、現在浜小屋で行っている作業を新たに漁港内で漁具倉庫を建てるなりして、そちらで行うという意味です。それから、撤去予定というのは、1経営体で複数の浜小屋を所有されていますので、移行に際しては規模を縮小して移転するという意味です。その下の赤色で回りが赤の実線「現状規模を維持、浜小屋の移動はあり得る」というのは海岸に浜小屋を残したいと要望された方の浜小屋を示しています。ここで「浜小屋の移動はあり得る」というのは、真ん中の材木座地区をご覧くださいなのですが、こちらで説明いたしますと、黄色と赤色の小屋が混在していますが、黄色は海岸から撤去されますので、赤色の浜小屋だけが残ることになります。すると歯が抜けたような状態になってしまいますので、将来的には上手くこれらの小屋を集約して機能にも、また景観にも配慮して海岸を利用します、ということをお考えいただければ幸いです。

もう一度凡例に戻っていただきまして、もう一つの赤色で回りが赤の破線の「現状規模を縮小、浜小屋の移動はあり得る」というのは、海岸に浜小屋を残したいと要望された方の浜小屋で、今使われている規模を小さくしますと回答されたものです。具体的には飯島地区をご覧ください。左から2番目の小屋ですが、ここは今の半分くらいの大きさにします、ということをおっしゃられています。

全体を見ますと、坂ノ下地区は全て黄色なので、漁業者の海岸利用はなくなります。それから材木座地区は12棟のうち5棟が残って飯島地区は1棟規模を縮小して2棟が残る、そしてこの2棟は材木座地区へ移転します、という内容となっています。

以上のことから、将来的には坂ノ下地区・飯島地区の浜小屋は撤去され材木座地区だけに飯島地区からの移転分も含めて残したいというのが漁業者からお聞きした要望内容となっています。

実際の数値的なものですが、右下の集計表をご覧いただきたいのですが、海岸へ残存と書かれている列の合計では海岸へ残るのは7棟で約260平方メートル、面積では現状約1,460平方メートルの占有面積がございますが、それに比べますと浜小屋で残ると言われている方の規模は18%程度になるということです。

ここには書いていませんが、冬場にはワカメ加工はやらせて欲しいという事がありました。それで実際に冬場には天日干し場の面積が加わるといった海岸利用の状況となります。この面積は出し方が難しいのですが、平成22年の実績では材木座で4軒、飯島で1軒、ワカメをやられておりました。おおよその面積は大体5軒分で800平方メートルくらいはとっていたという感じで、それくらいの面積が加わるということです。簡単ですが以上が資料2の説明でございます。

引き続き本文の方を読みあげさせていただきます。

—資料1「3 漁港の機能・規模について」読み上げ—

会長：ありがとうございました。では、資料2のほうから議論したいと思います。

何かご発言はございますか。追加で●●委員、●●委員、何かございますか。

委員：材木座も半分くらいで、確かに全部立ち退くのが一番いい方向だとは思いますが、ただ景観的には漁業者の話では、材木座の方は国道134号からそれほど見えていないと思います。そんなに悪いものではないと思っています。

それと飯島はもしかすると無くてもいいかなと、やはり実際に動いてみないとわからない部分がありますが、これ以上増えることはありません、これよりも減ることはあります。

委員：ワカメをやっている漁業者は、材木座と豆腐川のところで何軒ですか。

事務局：昨年度ですが、材木座で4軒、飯島で1軒と聞いています。

委員：5軒ですね。ワカメをやっている人は5軒で浜小屋は7棟残すのですか。

事務局：おそらく、去年はやらなかったが、今年はやりたい、これからはやるという方もいると思います。

委員：その辺りの整合性が、ワカメをやる人のために浜小屋を残すことだと思いますが、漁業者は5軒なのに浜小屋は7軒というのがわからなかったのです。

なるべく無い方が間違いはない、でも必要だからなければ仕方がない。1回ここで決めたら、この次に浜小屋を移動してくださいというのは、ほとんど不可能だと思うので、そのような状況の中で5軒と7軒というのは、ちょっと腑に落ちなかったのです。

委員：養殖ワカメだけをやっている人が5軒ですが、その他に天然ワカメもあるので、

その人も1軒くらいは残したいということです。

委員：天然ワカメを干すために必要であるということですか。

委員：そうです。ワカメを獲った後は近所の奥様たちが手伝いに来てくれます。坂ノ下地区に漁港ができて移動した場合は、近所の奥様たちが手伝いに来ることができなくなってしまいます。

委員：別に5軒と7軒についての質問だけです。

それともう1つよろしいですか。③の所を②の所に持っていくという話がありましたが、先程の●●委員の話では②の小屋はこんなに大きくしなくてもいいのではないかという話でしたが、豆腐川の③のワカメの干場が②の所に入った場合です、②の方はこれほど要らないという話になってしまうとどうかなと思いました。

委員：そうではなく飯島地区の②の浜小屋のことです。場所のことではありません。

委員：なるほど、間違えました。

ここで●●委員に聞きたいのですが、世界遺産のことで風物詩としてのことを書いていましたが、それは②の方ですか、③の方ですか。

委員：②の方が片付いていて、③のところをもう少し手入れすると、②から③にかけて行って和賀江嶋を含むあのエリアというものが漁村の景観になると思います。

委員：そうすると残すのは③の方がいいのですか。

委員：③の方は皆さん統合されるおつもりなので、②の方にワカメを干す最小限のものだけでも残して、先程おっしゃった材木座の地域の方に引き続きお手伝いいただければいいと思います。

委員：では②の方がいいのですね。

委員：はい。あと③の所は今日伺ったら、砂浜がなくなってしまって、ここも見直すといえますか、漁具だけで何となく荒れた感じがして、今は人がいるのでまだ見られる状態ですが、人がいなくなると、ここも寂しい感じになるなと思いました。それと和賀江嶋が嵐で形が崩れたそうなので、いろいろ難しいとは思いますが、現状回復といえますか、和賀江嶋は史跡であると同時に、史跡としての港らしい感じ、それから今日も3隻の船がかかっていましたが、現状の形が崩れたままでは使いにくいと思いますので、ここを文化的な要素と共に石積みの港として使えるように修復が必要であると思いました。

会長：ありがとうございました。

坂ノ下の方の浜小屋は全て撤去されるだろうと、材木座の方は道路が高いので、

それほど邪魔にならないと思います。

委員：今日、材木座の辺りに行ってみまして漁村のたたずまいといいますか、旧道の辺りに魚屋さんや弁当屋さんなどがあっていいなと思いました。いろいろ撤去されて整理される一方で何らかの漁村らしい営みを続けていただいて、材木座の特に旧道周辺のたたずまいと共に、世界遺産の検討の中でも和賀江嶋地区付近の海域と周辺の漁村区域についての計画を見直していくといいのではないかと思います。

会長：あと聞きたかったのは、これから将来を考えるとときに漁業の方で、そんなに漁船は増えない、増やすという事は自分たちで自分の首を絞めるということになる。例えば今の漁船数を倍にするとお互いの水揚げ高が減って厳しくなる。

委員：そういうことではなく、現実にはできることを考えて、獲った魚を地元の人に食べてもらうということを考えると、必要最小限というのは現在の漁業が引き続きできるということで、今の状態よりも漁港ができれば良くなるということで、やはり漁港ができて安全になれば多少は漁船が大きくなると思います。みんなができるということだと思いますので。

会長：資源量としてはどうでしょう。そこは気になるところですが、今の状態は非常に定常的といいますか、常にある量を獲って、それを残してきたために資源として維持されている。それが例えば漁船が大きくなって大量にあるものを獲ってしまうとどうなるか、そんな議論はないでしょうか。

委員：サザエを例に出すと、ここ10年は同じような水揚量で推移しています。その前、15年くらい前までは、一回獲ると3年くらいいなくなり、また獲れるまでに何年もかかるという繰り返しでしたが、ここ数年は平均的に獲れるようになっています。どうしてなのかという話を組合内ですると、その頃からタコを獲り始めまして、ツボでとると良くないという迷信みたいなものがありました。ここ10年から15年ほどはカゴに餌を入れて獲るようになりました。そのことを県の水産試験場の人に話したら、タコは貝を食べるのでいいと言われました。そんなことも原因の1つですが、結果としてサザエは毎年獲れるようになっています。

会長：今の状態でサザエを適量に獲っているということですね。

委員：そうです。毎年獲れています。

委員：撒いてはいないのですか。

委員：放流もしています。

委員：我々の仲間で、シラス漁をしている3隻は10年から15年くらい前からシラ

スを主体にしてやっていますが、それまでは皆と一緒にサザエを獲っていました。ですから、やればもっとできるのではないかと思います。今はいろいろな漁業種に分かれてやっていますが、そういったことは組合の中でも本当に熱心に考えてやっていますので、新規の漁業者についても本当にやりたい、本気の人が接していけば本当に漁業者になれるようないいところ、自分で言うのも何ですが、話の分かる漁業組合だなと思います。

会長：水産資源を有効に利用して漁業をやっているということですね。

あと報告書の中に書き込むのが難しいのは、漁港の機能及び規模について答申案を見ますとかなり大きな違いがありますので、漁業者要望の算出案はかなり小さいですが、これを最小規模として考えて、最大所要量というのは、これくらいの大さきなら、これくらいの船の数で、これくらいの規模が必要ではないかという事務局からの提案なのですが、これらをどう書き込むかという問題があるかと思えます。ですから最小規模でこれくらい最大規模でこれくらいという書き方にするか、ちょっと幅が広すぎて難しいという気がします。面積的にも用地が2倍違いますので。

委員：この最大規模や最小規模については、比較してみなければわからないので例えば腰越漁港はどのくらいなのか、これよりも確か大きいのではないかと思います。今ある腰越漁港よりは小さいものを造っていただくとしているので、その辺りを理解していただきたいと思えます。

委員：先程の図と表の係留施設延長という意味がわからなかったのですが、ここに海岸線の長さをどれくらい使うかということ、これだけでは勘違いするのではという感じがするので、その辺りも書いた方がいいのではないかと思います。

会長：それを数値として入れた方がいいですね。もう少しわかりやすいようにしましょう。

委員：本文の方の「3. 漁港の機能・規模について」のタイトルから4行目ですが「また、海岸利用の適正化を進めることを基本としますが」の一文がわかりにくい。何かあまりにも唐突で、今は適正ではないのかという、何をもって適正化を進めるのかということがわかりません。実際に適正化について何をどのようにするのか具体的な説明がないと、唐突に「海岸利用の適正化を進めることを基本」と言われると「えっ」という感じになります。もう少し適当な説明をいただきたい。

委員：先程の6,665平方メートルと13,048平方メートルというのは、どの程度なのか、想像が付きにくいのですが。

会 長：これを出したとしても、追加資料としてきちんとしたものを出さないとわからないですね。

委 員：ここにⅠ案、Ⅱ案、Ⅲ案の図がありますが、端から端までが港になる、ここから沖に出ていくように見えてしまう。この両端部分は違うのでしょうか。海へ出ていく幅はこの幅ではないですよ。300メートルも海に出るというのでは、反対されてしまいます。

会 長：もう少し具体的なものを作りましょう。

委 員：きちんとした図を描いた方がいいです。

事 務 局：今のお話の図面は、漁業者の方からいただいた図の幅で書き込んでいますが、例えば、これをもう少し沖に出した方がいいとすると用地の幅が狭くなり横に広がらないようになってしまうということがあります。今、事務局の方で用意した資料では漁業者からいただいた案しかないうえ事務局で勝手に描くことはできないので、このようにしているだけです。面積については、沖出しすれば幅は狭くなり、それは私たちも悩んだところで皆さんの中でも議論になるだろうと懸念しておりました。位置については何となくこの辺りを中心にという程度の表示でもいいのではないかと思いましたが、とりあえず今回はこれまでの大きさに出させていただきました。皆さんの方でご議論いただいて、誤解を招くということであれば、修正させていただきます。

委 員：参考の最大所要量の根拠というものは、最小規模は漁業者算出案ということではわかるのですが、どういった根拠で出されたのでしょうか。

事 務 局：第4回会議の時に申しました。その時にそれぞれの漁業者の要望案と最大所要量とを比較したときに必要機能に対する面積ということで一覧表にしたものをお出ししています。それを見ていきますと漁業者が要望していない例えば野積場や駐車場のスペースをもう少し大きく取るといった、そういうことを考えた大きさになっているので、先程会長が言われたようにこの答申書の中に細かいところを入れるのは難しいので、別の資料で説明できるようにはなっております。ただ、そこまで機能がいいのかどうかという議論は、協議会でも詳しくはしていないので確かに疑問があると思います。

委 員：確か、第4回会議の時に最大所要量についてはある意味で否定的だったのではないのでしょうか。この協議会の中では必要ないのではということになりませんか。

事 務 局：漁業者案が過大かどうかということを見るために出したもので、この答申書の中でもそのような書き方をさせていただきましたが、本当はこれくらいの漁業規

模であれば、最大ではこれくらいあってもおかしくないという数字でして、それに対して漁業者が要望されている数値は、それ以内に収まっているのだから漁業者の方が無理を言っているのではないということがわかるような積りで書いておきます。逆に誤解を受けるということであれば、表現の仕方を変えていきたいと思えます。

委員：砂浜にある程度の機能を残すのであれば、最大所要量というものはそもそも必要ありません。浜の機能も全てここに集約するのであれば、ある程度この最大所要量というものが意味を持つてくると思うのですが、今ある砂浜の既存の機能がある程度残すのであれば、この最小規模だけでいいのではないかと思います。

委員：最大と書いてあるのはモデルではないでしょう。漁船数がこれだけあった時にモデルがこれだけというのではなく、これは最大なのでしょう。モデルならわかるのですが。

事務局：モデルと申しますか、必要な量、所要量と言っていますが、100%の所要量が必要かといえば、そういった港はありません。100%の充足率を持っている港はありません。漁港を整備する時に計算式がありまして、それを使って例えば係留施設の延長を出しています。先程、一部港を使わず砂浜に残る船があるのであれば係留施設の延長が短くなるのではということもあるので、この数値も最大量として書かせていただいた訳です。

委員：基本的に最小規模が書いてあるのに対して最大であれ、モデルであれ、何であれ、適正であれ、適正規模ということでもいいですが、漁業者の人たちがこれくらいで我慢しますということに対する対比ということであればいいのですが、そうではなく、調べたらこんな数字でしたということを書いたのであれば何の意味もないと思えます。ただし、適正もしくは平均的な船のトン数、大きさからいった時にはこれくらいの広さが必要なのです、それに対して鎌倉の漁業者の人たちはこれくらいでもいいというように、理解を示してくれていますというための対比なら役に立つと思えます。そこを明確にしてもらえたらいいと思えます。

事務局：いろいろ議論がありましたが、唐突であったり、最大所要量とは何かという話もありますし、表現上、不足している部分もありますので、ほぼ倍はありますが対比的に漁業者案がどの程度のものか見せるために出しておこうということであれば、ここの表現を変えていくということでご理解をいただきたいと思えます。

委員：例えば腰越は何平方メートルですか。

事務局：手元に正確な資料がないので分かりませんが、泊地を入れて2万平方メートル

程度であったと思います。今、沖出しで新しく作っている部分が1万平方メートル程度だった気がしますので、旧の腰越のエリアをイメージすると確か2万平方メートル程度であったと思います。

会 長：漁港用地で2万平方メートルでしょうね。漁港用地には航路泊地は含まれているのですか。

事 務 局：入っていません。航路泊地が3, 850平方メートルで、それ以外に漁業用地面積が6, 665平方メートルとなります。

会 長：陸上部分が用地面積という事は、腰越の2万平方メートルというのは、どうなりますか。

事 務 局：腰越は港に入って右側に用地があります。それから入って左奥の方に物揚場といえますか岸壁がありまして、その裏にやはり漁具干場用地があります。それ以外に道路などもありますので、ここで示した漁業者算出案より広いですし、圧倒的に広いのは係留施設の延長です。これは間違いなく腰越の方がずっと広いです。係留施設というのは、腰越で言いますと斜めになったスロープで小さい船をそのまま揚げていくところがありまして、それも係留施設ですし、もう少し大きな船が垂直な岸壁といわれるところに係留したり水揚げした魚をそこで降ろしたりします。それらを係留施設と呼んでいます。

例えばシラスの船はスロープには常時揚げないで、岸壁70メートルくらいを想定しています。それと小さい船を揚げるスロープ式を10メートルくらいで考えています。

委 員：それでは聞き方を変えます。機能及び規模についてのこの項目で腰越の数字をこの中に入れるとしたらどうなるのでしょうか。

事 務 局：今は資料がありませんので数値はわかりませんが、かなり大きかったと思います。

会 長：では提案です。今、事務局から話があったように最大所要量という表現はわかりにくいので、例えば●●委員が言われたような、これくらいの漁船数であれば、これくらいがモデルとなるという、港の大きさになるという形か何かにしてもらって、それで寸法については模式図を作ってください次回、議論いたしましょう。そうしないと、この数値だけでは何が何だかわからないということですので、よろしいでしょうか。

それでは市民利用について、事務局からお願いします。

事 務 局：それでは「4 市民利用（付加価値）について」を読み上げさせていただきます。

—資料1「4 市民利用（付加価値）について」読み上げ—

- 会 長：内容的には、施設を造るのは難しい。水族館を設置するのも、博物館も難しい。  
結局、漁港の施設を利用して上手くやるしかないということですが。
- 委 員：市民利用ということで、毎年4月から12月に朝市をやっていますが、ここに毎年10月に行っている「魚まつり」の時の写真があります。こういったことをもう少しできたらと思います。
- 委 員：ミニ水族館みたいなことも実際にしています。
- 委 員：かわいいですね、あの水族館は。
- 委 員：近所の小学生が毎回来ます。
- 委 員：本当に港ができれば、もう少しきちんとしたものができると思います。我々も気楽に寄ってもらえるような港にしたいです。
- 会 長：最後に「こういった施設を作るのは難しい」とありますが、特に書き込む必要があるかどうかは別にして、できるだけ岸壁などを利用するということだと思います。考え方はよろしいでしょうか。

委員一同：（了承）

会 長：それでは次の「その他提案された意見等」について、お願いします。

事 務 局：では「5 その他提案された意見等」を読み上げさせていただきます。

—資料1「5 その他提案された意見等」読み上げ—

会 長：1点目は、海の利用者間で上手く利用を図っていくという認識、2点目は周辺居住者との関係をしっかり考えて説明していく、3点目は景観を損なわない、ということだと思います。

もし他に皆さんが思いつく提案がありましたら、今回思いつかなくても次回に改めて出していただければ、またそれについて書き込んでいくことも可能だと思います。何かありましたらお願いいたします。

委 員：1点目のところになりますが、建設候補地周辺の居住者の意見は大体見当がつくのですが、それ以外の方々の意見を少し聞いたことがあります。そうすると「浜小屋がなくなるのは寂しい」という話もありました。私もそうですが、小さい頃から海で遊んでいますと船が出たり帰ってきたりした時に、漁業者と話をするということが嬉しいのです。それが無くなるのは寂しいという声が聞かれます。浜小屋が移ることについては反対しませんが、こういうものをもっと積極的に、そのような意見の人たちがバックアップしてくれるようになるためには、跡地の再開発ということでマリンスポーツでも結構ですし、子供たちも遊べるようなもの

になっていくと、もう少し盛り上がっていくのではないかと、もう少しその辺りを強く書いていただければと思います。

会長：現場からの貴重なご意見、ありがとうございます。

委員：今日、現地を短時間でも見せていただいて、もともと漁師さんの浜小屋があったところに道路ができたため道路の代替補償で海側に追い出され、今度は海岸が削られて海からも攻められているという、その状況を市民の方に鎌倉の海岸の変遷と共に知っていただく必要があると思いました。

先程、●●委員の赤ちゃんの頃の写真をを見せていただいたのも、やはり鎌倉の海がどうも昔と変わってきたのではないかということ、鎌倉市民の方々がきちんと理解していただいたうえで、もう少し海との接点にある漁業者の暮らしが圧迫されてきたということを知っていただけたらと思いました。

昔、砂丘で松林だったところに今はマンションが建っていて、今、海岸の眺望を楽しみたいという人たちの場所というのは、本当はもう少し自然環境が豊かな場所であり、だからこそウミガメも上がっていたという場所だったと思います。ですから書き方が難しいのですが、昔の鎌倉らしさの文学や昔の写真にあるような場所がなぜ消えたのかということと、漁業が海側へ追い出されてしまったということは重要なところだと思います。

それはいろいろな歴史の研究者の方々も海浜利用の知見をお持ちだと思うので、是非、何らかの一般の方にもわかるような鎌倉の海の変遷というものが、それが「4. 市民利用について」になるのか、それとも「5. その他提案された意見等」になるのかわかりませんが、それがないとこの状況がわからないと思います。

会長：ありがとうございました。

委員：今の●●委員の、人の側から見た鎌倉らしさといいますか、特徴であったと思いますが、相模湾の自然的な要素の特徴といえば、何と言っても「藻場」ですね。あらゆる海藻が、こんなにも豊かに、これだけ沢山の種類が繁茂している海というのは世界的に見てもこの相模湾の、特に鎌倉地域というところは、ものすごく特徴のあるところなので、是非とも鎌倉の漁港としてはなぜ、この小さな海でこんなに多種多様な魚がたくさん水揚げされるのかといったところで、沢山の海藻が繁茂している。それが南風で砂浜に山ほど海藻が打ち上げられると邪魔者扱いで、臭い、あるいはゴミだと言われますが、それこそが本当に鎌倉の海での最も重要性のあるところだと思います。澄んできれいな水には余り生き物は住めませ

ん。やはり混沌とした海藻スープの中にこそ魚のエサになるものもありますし、魚たちの生育場としての海のゆりかごと言いますが、藻場が大事であるということをよく皆さんに知っていただけたら、それが「5. その他意見」の中、あるいはできればもう少し市民利用の付加価値の中で博物館なり何なりというものがあれば、是非その中で藻場の重要性と豊かな藻場というものを一つアピールしてもらえたらと思います。

会長：ありがとうございます。

専門家として一言申し上げると、相模湾の研究をずっとやっていましたが、東京湾の汚れた水が三浦半島の城ヶ島を廻って相模湾に入ってくる。普通はそれが沿岸に沿って上がってくるのですが、鎌倉には上がってこないで、江ノ島の方に向かってしまう。普通に考えれば長井の方から鎌倉に向かって上がってくるのに、黒潮の影響がありまして、大島と伊豆半島の間から黒潮が入ってきて、大島の北側から抜けていく時に反対側に渦を作る。その渦が、城ヶ島の方から斜め上に向かっていて、それがなければ鎌倉辺りにも東京湾の水が入ってくると思います。ありがたいことに黒潮に助けてもらって、良い環境を保っています。東京湾の水が入ってきたら今のようにはなりません。今は水が甘くていい状態なのだと思います。

委員：「6. まとめ」が終わってから質問しようと思っていたのですが、時間がないので質問させていただきます。まず、資料1というのは市長に対する答申案ですね。その時、いろいろ皆さんから意見が出ている中で、漁港の機能・規模についてなど確かに技術者でないといわかりにくい部分があります。答申というのは、この協議会で「こういう形にしましょう」ということを出す訳です。それで「5. その他意見」の最後の方に「～などの提案や意見がありました」とありますが、こういう答申は無いと思います。「こうすべきだ」ということだと思います。

それから資料2は、建設をするための非常にわかりやすい説明なり資料であると思います。こういったところをきちんとまとめて、長々と文章を書くより、答申書というものはわかりやすく短くまとめていった方がいいと思います。

もう1つ気になるのは、これだけの建設に係る費用については、どのような考えなのか、実現性のある予算が立てられるものなのか、あるいは理想論であるとか最小規模でやるということで非常な努力を漁業者の皆さんがなさっている。それに対してどれくらい予算がつけられるのかどうか、その費用がどうやって確保されるのか、かなり問題ではないかと思います。それがどこにも触れられていな

い。冒頭に会長が大事なことで触れておられましたが、これも具体的なことが書かれていないと、答申1つで紙だけでは、棚上げになって何にもなりません。

会 長：私も現在の財政的な問題は、きちんと書かないとなぜ、必要最小限の規模なのかという話も見えてきませんし、これ自身は今までの国の予算のつけ方として国が半分、県が4分の1、それから市が4分の1という予算ということで、今日、閣議決定で予算が決まっているかと思いますが、公共事業に関しては政府が予算をかなり減らしていますので、何と言いますか、かなり注目されるようなモデルでないと、恐らく水産庁から補助される補助事業でしょうから、鎌倉という特別な地域にこういった港を造っていくという重要性があるというようにうたい上げないと、なかなか市民や国、県を納得させられないのではないかと。ただ、いろいろところで先程●●委員も言われたように鎌倉にこういった港を造るという話をする、結構皆さんが注目するのも事実です。もう何十年も船を砂浜に揚げられているのを皆さん見ているので、あそこの船は大変ですねという話も出ます。

委 員：そうすると、この次くらいにはある程度の予算になりそうであるとか、きちんとしたきれいな鎌倉らしい注目されるような計画ができれば、これくらいの補助が出そうだというものはあるのでしょうか。

会 長：そこまでは無理でしょう。

委 員：では逆に、これだけの規模の漁港を建設するのであればこのくらいの費用がかかるというものは出しておかなければ動きが取れないと思うのですが。

会 長：概算では大体これくらいだろうというのはありました。

委 員：前回の時に出ていましたね。それだけでいいのかどうかですね。ですから答申書にその数字を入れるかどうかです。だから市長が考えてください、あるいは技術者の方で考えてください、やはり何と言ってもお金がついて回るものですから、それに対して理解していただかない限りは、絵に描いた餅で終わってしまうような気がします。実は鎌倉にはそういったものが嫌というほどあるので、懸念しています。

会 長：事務局では、どれくらいの予算になるか把握されていて、それがあるので答申を出されていると思います。これくらいだったら市の予算でやれるだろうという考えがあって資料を出されているという理解をして、我々は金額にはタッチしないで、この協議会は答申された内容をきちんと書くということを目的としている。最後の「まとめ」については結論をきちんと書く、ここではいろいろなことが書かれていますが、まとめというのは結論をきちんと書くということだと思います。

- 委員：今の話もそうだと思います。2点目ですが「建設候補地周辺の居住者等の理解がこの計画には不可欠であり」と書かれていますが「理解がこの計画には必要であり」ではないですか。要するに答申で不可欠としてしまうと絶対にやらなければいけないということですから、簡潔に必要なと思うのですが。
- 会長：これはその他の意見ではなくて、できれば中に書き込む方がいいですね。
- 委員：答申された後の議論の中で、答申でも不可欠と書いてあるではないかとなった時にやりにくくなるのではないかと思います。
- 会長：わかりました。●●委員、最後に何かございませんか。
- 委員：先程の資料2のビジュアルな空撮写真に書いてある方が一般の方がわかるのではないかと思います。海の方々もそうで、以前の資料にここでこんな漁業をやっている、海の利用のヒアリング結果を書いた図面があったかと思いますが、それを入れると、砂浜と磯がある空間でいろんな生態系があって漁業や利用があるということがわかると思います。生態系や海域の多様性とそれに応じた漁業の在り方があるので、そういった海の中の自然と漁業の関係というものをわかるような資料を作らないと、なかなか漁業に接する機会のない方が、資料2の写真だけですと海の情報がないため沿岸の開発計画のように見えてしまうので、海の情報を入れていただけたらいいと思います。
- 会長：答申書は答申として、それ以外に資料として、そういったものを入れていくということしていきたいと思います。長い答申を出しても、結局、読んでいて後ろに来たら前の方は忘れてしまったということでは一番困りますので、できるだけ簡潔に書くということにして、資料としては資料2や海の中の状況、あるいはシェア合っている利用の仕方であるということを手早く書いていければと思います。他はいかがでしょうか。
- 6については、答申のまとめを作り上げますので、答申のまとめを数行で書くということにいたします。
- 委員：1点だけよろしいですか。まとめの中の3行目に「災害時の海上輸送などのためにも」とありますが、これは腰越漁港の時もそうでしたが、お題目のように必ず出てくるのですが「災害時の海上輸送などのため」というのは入っていないといけないのでしょうか。
- 会長：このまとめというのは、「1. はじめに」から「5. その他提案された意見等」までの全体のまとめとして書くものだと思います。それで言うのと違うと思います。よろしいでしょうか。

それでは、その他の事項について、事務局からお願いいたします。

事務局：前回、第6回の議事録の案をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。訂正等がございましたら、事務局の方へ来年1月14日（金）までにご連絡ください。また、次回の協議会の日程ですが、候補日として2月8日（火）または9日（水）いずれも時間帯は午後ですが、いかがでしょうか。

委員：9日は観光協会の会議があるので出席できません。

事務局：あとは、2月4日（金）もごさいますが、いかがでしょうか。

委員：8日で都合が悪い人はいないでしょう。

事務局：本日、欠席の委員もいらっしゃいますので、念のため確認しています。

委員：8日であれば自分の都合を変更しようと思っていましたが、4日であれば今日の時間であれば何とか出席できると思います。

委員：ここで決めてしまった方がいいですよ。

事務局：では4日（金）の15時30分から、場所は本庁舎201会議室ということで調整させていただきます。

会長：では、2月4日（金）15時30分からという事で、改めてお知らせください。それから第9回は3月の下旬になりますか。

事務局：はい、3月下旬を予定しています。

委員：3月14日（月）から23日（水）まではおりません。

会長：突然用事が入ってくることがあると思いますので、日程を変更させていただくことがあるかも知れませんが、その点についてはご了承ください。

それでは、ここで事務局からご挨拶いただきます。

事務局：年末の押し迫った時期に開催しました会議にも関わらず、長時間にわたりご議論いただきありがとうございます。松山会長を始め委員の皆様には、おかげさまで答申案をご審議いただきまして、ゴールが見えてきたかなと思っております。来年になりまして、あと2回ほど会議をお願いしたいと思っておりますが、3月には素晴らしい答申をまとめたいと思っております。委員の皆様におかれましては大変お忙しいとは思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

天気予報によりますと、今日から寒波が厳しくなるということですが、寒さが寒さが厳しくなる折、お身体には十分気をつけられまして、素晴らしい新年を迎えることをお祈りしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

会長：それでは、これもちまして第7回会議を閉会いたします。皆さま良いお年を

お迎えください。